

## 郵便貯金の権利消滅等に関するQ & A

**Q 1 郵便貯金の権利消滅制度とはどういったものですか。  
(何の規定に基づき、どのような場合に郵便貯金の権利が消滅してしまうのか。)**

A 1 郵政民営化（平成 19 年 10 月 1 日）前にお預け入れいただいた定期性の郵便貯金（定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等）（郵政民営化前から取引いただいている通常郵便貯金等を除き、定額郵便貯金等が満期を迎えて通常郵便貯金となったものを含みます。）につきましては、預入期間満了日の翌日から 20 年間払戻し等のお取扱いがない場合に、お客さまに「権利消滅のご案内（催告書）」を送付させていただき、貯金の払戻しを行っていただくようご案内をしております。

この「権利消滅のご案内（催告書）」の送付の日から 2 か月間、お客さまから払戻しのご請求がない場合は、該当の郵便貯金の権利は消滅することが法律（旧郵便貯金法（※））に定められています。

これは、民営化前にお預けいただいた定期性の郵便貯金については、旧郵便貯金法の規定が民営化後も引き続き適用されるためです。

※ 郵便貯金法は既に廃止されておりますが、郵政民営化前にお預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等については、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」附則第 5 条の規定により、なお効力を有するとされた「旧郵便貯金法第 29 条」の規定に基づくものです。

（権利消滅について、詳しくは、次をクリックしてください。）

[「満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ」](#)

**Q 2 郵便貯金が権利消滅とならないためにはどうしたらよいですか。**

A 2 満期後は、郵便貯金通帳又は証書、お届け印及びご本人であることが確認できる健康保険証・運転免許証などの証明書類をお持ちの上、ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にて、お早めに払戻しのお手続きをお願いいたします。

**Q 3 権利消滅の対象になる郵便貯金があることは、あらかじめ連絡がもらえるのですか。**

A 3 権利消滅の対象になる郵便貯金をお持ちのお客さまには、満期となる前、満期後 10 年が経過する時及び満期後 20 年が経過する時に、お預け入れの際にお届けいただいたご住所にご案内を送付しております。

ご住所やお名前に変更があった場合には、大切なご案内が届かないことがありますので、お早めにゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にて、郵便貯金の住所変更のお手続きをお願いいたします。

なお、郵便物の転居届のお手続きを行っていただいても、郵便貯金の住所変更のお手続きは別に行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

**Q 4 郵便貯金の住所・氏名の変更の手続はどのようにすればよいのですか。**

A 4 郵便貯金の住所・氏名の変更は、ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にて郵便貯金証書等やお届け印及びご本人であることが確認できる健康保険証・運転免許証などの証明書類をご持参いただき、お手續をお願いいたします。

なお、姓名が変更となる場合や住所・氏名双方が変更となる場合は、戸籍抄本などの変更内容が確認できる書類も併せてご持参願います。

※ 複数の郵便貯金証書等をお持ちの方は、それぞれの貯金証書等に対して住所・氏名の変更の手續が必要となりますので、お持ちの貯金証書等全てをご持参の上、手續をお願いいたします。

(住所変更について、詳しくは、次をクリックしてください。)

[「住所・氏名を変更された場合の手續についてのお知らせ」](#)

**Q 5 郵便貯金の通帳・証書が見当たらないのですが、どうしたらよいですか。**

A 5 ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にて、通帳・証書の再発行のお手續をお願いいたします。

なお、通帳・証書の記号番号がご不明の場合は、郵便貯金の有無の調査（現存調査）をお申し付けください。

※ 郵便貯金通帳・証書の再発行や郵便貯金の現存調査のお手續には、名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類（ご住所・お名前・生年月日の入った運転免許証や健康保険証など）及び印章を窓口にご持参いただく必要がございます。

また、現存調査結果のお知らせまでに若干の期間を頂戴いたしますので、あらかじめご了承ください。

**Q 6 郵政民営化前（平成 19 年 9 月 30 日以前）に預入した通常郵便貯金、通常貯蓄貯金は、権利消滅の対象にならないのですか。**

A 6 郵政民営化前（平成 19 年 9 月 30 日以前）にお預け入れいただいた通常郵便貯金、通常貯蓄貯金は、郵政民営化の際に、ゆうちょ銀行に承継されていますので、平成 19 年 9 月 30 日以前に権利消滅したものを除き、旧郵便貯金法の適用はなく、同法による権利消滅の対象とはなりません。

詳しくは、ゆうちょ銀行にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

**Q 7 郵政民営化後（平成 19 年 10 月 1 日以後）に預け入れた貯金も、権利消滅することはありませんか。**

A 7 郵政民営化以後にお預け入れいただいた貯金は、旧郵便貯金法の規定が適用されないことから、同法による権利消滅はありません。

詳しくは、ゆうちょ銀行にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

Q 8 郵便貯金の権利消滅についてはどのように周知されていますか。

A 8 お客さまに「権利消滅のご案内（催告書）」をお送りしてお知らせしているほか、当機構のWebサイトや新聞・ラジオ等での広告を通じて周知に努めています。

Q 9 郵政民営化前に自動継続する定期郵便貯金を預入していたのですが、この貯金はどのようになりますか。

A 9 郵政民営化前にお預けいただいた自動継続扱いの定期郵便貯金については、郵政民営化後に到来する最初の継続日をもって満期となっており、自動継続していませんのでご注意願います。

(定期郵便貯金について、詳しくは、次をクリックしてください。)

[「定期郵便貯金についてのお知らせ」](#)